

## 資産運用報告の適正性に関する確認書

平成 30 年 1 月 19 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在在地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号

不動産投資信託証券発行者名 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人  
(コード : 3298)

代表者の役職・氏名 執行役員  
(署名)

峯村 悠吾

本投資法人の執行役員である峯村悠吾は、本投資法人の平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの第 7 期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務の全てと資産運用報告の作成、開示等に係る業務についてインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を有限会社東京共同会計事務所（以下、「一般事務受託者（会計）」といいます。）に委託しています。

#### 2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者（会計）から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社により必要な情報を加味した上で原案を作成しております。また、作成された原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容についてそれぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人による監査を受けた後、資産運用会社における承認を経た上で本投資法人役員会に提出され、その承認の後に提出しております。

#### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 資産運用報告の作成事務を受託する資産運用会社において、一般事務受託者（会計）から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社の役職員が把握した本投資法人に係る重要な情報等を加えて、資産運用報告が作成される体制となっていることを確認しております。
- ② 本投資法人の会計監査人である PwC あらた有限責任監査法人より、投信法第 130 条に規定される監査を受け、当該監査に係る監査報告書を受領しております。

- ③ 資産運用報告の作成にあたって、投信法、投資法人の計算に関する規則、金融商品取引法等の関係法令に関し、法律事務所から助言を受けております。また、税務に関する記載事項については、税理士法人から助言を受けております。
- ④ 私は、本投資法人の執行役員として、本投資法人の資産運用状況について資産運用会社から必要な報告を受けるとともに、資産運用会社の本投資法人担当ファンドマネージャーとして本投資法人に係る重要な事実について認識しており、これらの報告された事項及び認識している重要な事実と当該資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しております。
- ⑤ 本投資法人に関する重要な事項については、本投資法人役員会に付議又は報告されております。

以上